

【米国】USPTO、AIA レビュー開始裁量に関する先例決定を公表

米国特許商標庁（USPTO）は、2026 年 5 月 14 日、PTAB（特許審判部）における AIA レビュー（米国発明法〔AIA〕に基づく特許庁内の無効審判手続であり、IPR〔Inter Partes Review：当事者系レビュー〕や PGR〔Post-Grant Review：登録後レビュー〕などを含む）の開始裁量に関する先例決定（precedential decision）を公表しました。

先例とされた事件は「Magnolia Medical Technologies, Inc. v. Kurin, Inc.」であり、USPTO 長官による審理開始裁量の考え方を示す重要な判断として注目されています。

本決定において、AIA レビュー制度は本来、連邦地裁訴訟を代替するために設けられた制度であり、同一特許について重複的に無効主張を行う場として利用されるべきではないことが改めて強調されました。特に、既に連邦地裁訴訟で特許有効性に関する判断が行われている場合や、連邦地裁訴訟と実質的に重複する争点が存在する場合には、PTAB による審理開始が裁量的に拒否され得ることが示されています。

また、本決定では、USPTO 長官が AIA レビュー開始に関して広範な裁量権を有することに加え、その裁量は「特許制度全体の健全性」、「審理資源の効率的活用」、「重複訴訟の回避」といった公益的観点に基づいて行使されるべきであることも明示されています。

近年、USPTO では AIA レビューの開始判断に関する運用見直しが続いており、並行訴訟の存在等を考慮した裁量的拒否の傾向が強まっています。今回の先例決定は、こうした運用方針を制度的に整理・明文化するものと考えられ、今後の IPR や PGR の戦略に大きな影響を与える可能性があります。

詳細につきましては USPTO の以下 URL をご参照ください。

<https://content.govdelivery.com/accounts/USPTO/bulletins/4175962>

Magnolia Medical Technologies, Inc. v. Kurin, Inc. 事件判決文全文は以下 URL から入手できます。

https://www.uspto.gov/sites/default/files/documents/IPR2026-00097_Director_Discretionary_Decision.pdf